

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 18 号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則

(岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和 37 年岩手県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育企画室</td><td>[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の<u>公益法人及び公益信託</u>に関すること。 (25)～(33) [略] [略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 教育関係の<u>公益法人</u>(その行う事業が2以上の教育事務所の管轄区域にわたるものを除く。)及び地域教育関係団体に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の <u>公益法人及び公益信託</u> に関すること。 (25)～(33) [略] [略]	<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育企画室</td><td>[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の<u>一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託</u>に関すること。 (25)～(33) [略] [略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 教育関係の<u>特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人をいい、その行う事業が2以上の教育事務所の管轄区域にわたるものを除く。)</u>及び地域教育関係団体に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の <u>一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託</u> に関すること。 (25)～(33) [略] [略]
室及び課	分掌事務								
教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の <u>公益法人及び公益信託</u> に関すること。 (25)～(33) [略] [略]								
室及び課	分掌事務								
教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(23) [略] (24) 教育関係の <u>一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託</u> に関すること。 (25)～(33) [略] [略]								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和 41 年岩手県教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p>

(14) 教育に関する法人の <u>設立の許可及び許可の取消並びに</u> 公益信託の引受けの許可をすること。	(14) 教育に関する法人の <u>解散命令及び公益信託の引受けの</u> 許可をすること。
(15)～(24) [略]	(15)～(24) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第7条関係) 財団法人岩手育英奨学会 財団法人岩手県文化振興事業団 財団法人岩手県スポーツ振興事業団	別表第3(第7条関係) 財団法人岩手育英奨学会(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。) 財団法人岩手県文化振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人岩手県スポーツ振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第4条 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第16条関係) 財団法人岩手育英奨学会 財団法人岩手県文化振興事業団 財団法人岩手県スポーツ振興事業団	別表第3(第16条関係) 財団法人岩手育英奨学会(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。) 財団法人岩手県文化振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人岩手県スポーツ振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則の一部改正)

第5条 岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則(平成17年岩手県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例第3条第1項の規則で定める保存) 第2条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、次に掲げる <u>条例</u> の規定による書面の保存とする。	(条例第3条第1項の規則で定める保存) 第2条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、 <u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例</u> (平成11年岩手県条例第64号)第8条の規定による書面の保存とする。

(1) <u>公益法人の設立及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第63号）第9条</u>
(2) <u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号）第8条</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

第6条 岩手県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に行われている第5条の規定による改正前の岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則第2条第1号の規定に基づく書面の保存については、なお従前の例による。
- 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）については、旧規則（第2条及び第3条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	条例	公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例（以下「旧条例」という。）
	法第45条第1項の	当該
	公益法人	特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）
第4条第2項	条例	旧条例
	第2条第2項第12号の書類	理事に就任する者の履歴書及び就任承諾書
第4条の2及び第4条の3	条例	旧条例
第5条の見出し	定款又は寄附行為	定款
	認可又は承認	認可
第5条第1項	条例	旧条例
	定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書	定款変更認可申請書
第5条第2項	条例	旧条例
	定款又は寄附行為	定款
第5条第3項	第3条の規定	教育長等
	定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書	定款変更認可申請書
	受理した場合について準用する	受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは認可の、不適当と認めるときは不認可の通知をするものとし、当該審査のため必要がある

		と認めるときは、当該定款変更認可申請書を提出した特例民法法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる
第6条第1項	条例	旧条例
第6条第2項	条例	旧条例
	寄附行為	定款
第6条第3項	第3条	岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則（平成20年岩手県教育委員会規則第18号）附則第3項の規定により読み替えて適用する第5条第3項（以下「読替え後の第5条第3項」という。）
第7条	法第67条第3項の	整備法第95条の規定に基づく
	公益法人検査員証（様式第7号）	別に定める公益法人検査員証
第8条第1項	条例	旧条例
第8条第2項	条例	旧条例
	定款又は寄附行為	定款
第8条第3項	第3条	読替え後の第5条第3項
第9条	条例	旧条例
様式第4号	新たな事務所の設置、登記事項の変更、事務所移転	登記事項の変更、主たる事務所の移転、従たる事務所の新設・移転
	公益法人の設立及び監督に関する条例第4条の規定により	登記簿謄本を添えて
様式第5号	定款（寄附行為）変更認可（承認）申請書	定款変更認可申請書
	定款（寄附行為）を	定款を
	認可（承認）を	認可を
様式第6号	寄附行為	定款
様式第8号	寄附行為、	整備法第38条の規定による改正前の